

あだち・荒川土手に桜を植える会 会則

会則 2002 年 12 月 8 日制定

2005 年2月 6 日 一部改定

2012 年3月11日 一部改定

(名称)

第1条 本会は「あだち・荒川土手に桜を植える会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は足立区内に置く。

(目的)

第3条 私達は、「さくらのまち」と言われていた足立区を復活させたいと考えています。足立区民、共鳴する個人、団体等が自主的に参加し、自ら桜の木を購入し、植樹し、育成する活動をつうじて、五色桜の復活を目指します。

上記目的を達成する為に、諸機関や他の団体とも連携し早期実現を計ります。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 足立区の荒川土手への桜の植樹と育成。
- (2) 桜の育成を主眼としたボランティア活動。
- (3) 開花時の鑑賞会等の企画。
- (4) その他、本会の目的を達成させるための事業。

(会員)

第5条 本会の目的に賛同する個人及び団体とする。

(入会金)

第6条 入会金の額は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 一口 1,000円 (2) 団体会員 一口 3,000円とする。

(会費)

第7条 会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 年額一口 1,000円 (2) 団体会員 年額一口 3,000円とする。

(総会)

第8条 総会は、隔年に開催し、会長が招集する。

2 臨時総会は、必要に応じて開催することとし、会長が招集する。

(総会の議決事項)

第9条 総会における議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選出
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) その他

(理事会)

第10条 本会の運営は理事会があたる。日常的な業務は理事会の互選による事務局により執行する。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 若干名

2 理事は、総会において選出する。尚、運動の発展に伴い理事の増員が必要な場合は理事会で協議し決定することができる。但し、次期総会の承認を要する。

3 会長、副会長及び事務局長、事務局次長は、理事の互選とする。

(会計監査)

第12条 本会には会計監査を2名置く。

会計監査は、経理を監督し、その結果を総会に報告する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長を代行する。

3 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務の運営にあたる。

4 事務局長、及び事務局次長は、会の実務処理を行う。

(顧問及び相談役)

第15条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会務について理事会の諮問に応ずるとともに会議に出席し意見を述べることができる。

(経費)

第16条 本会の事業を行うために必要な経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(事業年度)

第17条 本会の会計及び事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

但し、初年度は2002年12月8日から翌年の12月31日とする。

附 則

(実施の時期)

この会則は 2002 年12月8日から実施する。

2005 年2月 6 日 一部改定

2012 年3月11日 一部改定